

逗子市週休2日制確保工事実施要領

1 対象工事

対象とする工事は、設計金額（税込）が200万円以上の全ての工事（以下「週休2日制確保工事」という。）とする。ただし、アからエまでの条件のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- ア 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事
- イ 通年維持工事、緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
- ウ 作業可能期間が限られている等の工期に厳しい制限がある工事
- エ その他、対応が困難と発注者が判断した工事

2 神奈川県県土整備局の「週休2日制確保工事試行要領」の適用

週休2日制確保工事の実施に当たっては、本実施要領によるものほか、神奈川県県土整備局の週休2日制確保工事試行要領に基づき実施するものとする。

[\(https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/shukyu2.html\)](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/shukyu2.html)

3 工事成績への加点について

週休2日を達成した場合における工事成績評定への加点は、当面行わないものとする。

4 その他

週休2日制確保工事の実施に当たり疑義等が生じたときは、速やかに監督員と協議をして、当該指示に従うものとする。

附 則

この要領は、令和6年6月26日から施行し、施行日以降の契約に係る入札の公告から適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、施行日以降の契約に係る入札の公告から適用する。

附 則

この要領は、令和7年7月1日から施行し、施行日以降の契約に係る入札の公告から適用する。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行し、施行日以降の契約に係る入札の公告から適用する。